



第89期定時株主総会 招集ご通知

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）
4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である
取締役1名選任の件



日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時



場所

大阪市中央区玉造一丁目2番40号
当社本店

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

■ 目 次

第89期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	21
計算書類	24
監査報告	27
株主総会参考書類	33

森下仁丹株式会社

証券コード：4524

(証券コード4524)
2026年6月5日

株 主 各 位

大阪市中央区玉造一丁目2番40号

森下仁丹株式会社

代表取締役社長 森 下 雄 司

第89期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第89期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上に「第89期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、次のいずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.jintan.co.jp/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4524/teiji/>



電子提供措置事項は、上記の各ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）ウェブサイトにも掲載しておりますので、次の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、銘柄名「森下仁丹」または証券コード「4524」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、2026年6月24日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 大阪市中央区玉造一丁目2番40号 当社本店

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項 1. 第89期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査等委員会の第89期連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項を修正する必要がある場合は、前ページの電子提供措置事項掲載ウェブサイトはその旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、従前どおり株主総会資料を書面でお届けしています。ただし、法令及び定款の規定に基づき、「連結注記表」及び「個別注記表」を除いています。なお、監査等委員会及び会計監査人は、これらの事項を含む監査対象書類を監査しております。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

- インターネットと書面（郵送）により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページのご案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

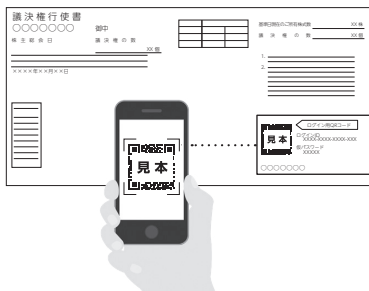
2026年6月24日（水曜日）
午後5時到着分まで

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

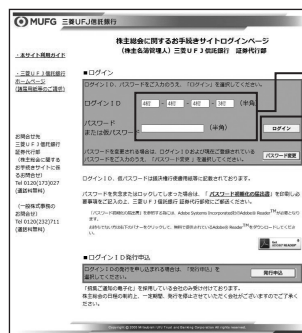


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9：00～21：00)

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、一部に弱い動きが見られるものの、個人消費の持ち直し等を背景に緩やかに回復しています。一方で、中東情勢をはじめとする地政学リスクの長期化が景気や消費者心理に及ぼす影響等、依然として先行きは不透明な状況にあり、今後の動向を慎重に注視する必要があります。

このような経済環境のもと、当社グループは、モノづくりの原点である「仁丹」から発展した「球体技術」及び「素材研究」を事業基盤とし、社会課題に対応した製品・サービスの開発・提供、シームレスカプセル受託事業、機能性原料の販売に取り組んでおります。

この結果、当連結会計年度業績は、売上高12,688百万円（前年同期比0.6%減）、営業利益692百万円（前年同期比14.0%減）、経常利益773百万円（前年同期比11.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益628百万円（前年同期比15.0%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

① コンシューマー事業

当セグメントでは、国内市場において、2025年4月に発売した「タンサ脂肪酸」をはじめとする「腸テク」シリーズ3品の販売促進に注力し、ブランド認知の拡大を図りました。同シリーズへの宣伝資源の集中により、主力製品「ビフィーナ®」の新規顧客獲得は伸び悩みましたが、堅調なインバウンド需要が売上を下支えしています。海外市場におきましても、重点エリアであるアジア地域において香港で先行発売した新製品が売上に寄与し、当セグメントの売上高は概ね横ばいで推移いたしました。

利益につきましては、広告宣伝費等の先行投資や物流構造改革への対応により、累計では損失を計上いたしました。これらは将来の収益基盤再構築に向けた取り組みの一環であり、持続的な成長を見据えた投資と位置付けております。今後もBtoB・BtoCの両輪を併せ持つ当社独自の強みを活かすべく、着実な収益を生み出す体質への転換を進めてまいります。

このような状況のもと、売上高は、4,724百万円（前年同期比1.3%減）、セグメント損失は、100百万円（前年同期は、セグメント損失58百万円）となりました。

② ソリューション事業

機能性原料販売において既存顧客からの受注に変動があり、前年同期比で受注量がやや減少いたしました。一方、シームレスカプセル受託事業においては、ジェネリック医薬品である高脂血症用剤（一般名：オメガ-3脂肪酸エチル）及び可食分野におけるフレーバーカプセル受託販売が引き続き好調だったことから、当セグメントの売上高は概ね横ばいで推移いたしました。利益につきましては、今後の事業

展開に向けた物流構造改革への先行投資が影響し減益となりましたが、2026年度より大阪テクノセンターにてシームレスカプセルの新製造ラインが稼働を開始しており、カプセル受託需要の取り込みによる事業拡大が見込めます。シームレスカプセル製剤技術を軸とした生産能力の強化は、当社にとって持続的な成長に不可欠な戦略投資です。今後も市場ニーズに即応すべく供給体制の強化を図り、さらなる収益力の向上と事業成長に邁進してまいります。

このような状況のもと、売上高は、7,956百万円（前年同期比0.2%減）、セグメント利益は、799百万円（前年同期比6.5%減）となりました。

③ その他

当セグメントにおきましては、売上高は7百万円となり概ね横ばいで推移いたしました。

損益面では、セグメント損失は、7百万円（前年同期は、セグメント利益7百万円）となりました。

セグメント別売上高

（単位：百万円）

区 分	第88期 2025年3月期	第89期 2026年3月期	前年同期比 増減率%
コンシューマー事業	4,787	4,724	△1.3
ソリューション事業	7,971	7,956	△0.2
そ の 他	7	7	△1.0
合 計	12,766	12,688	△0.6

（2）設備投資等の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は458百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備等

滋賀工場	141百万円
大阪テクノセンター	60百万円
研究開発設備	197百万円
本社屋改修他	58百万円

（3）資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡及び譲受けの状況

該当事項はありません。

(5) 吸収合併または吸収分割による他の会社の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分状況

該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

① 事業の持続的成長に向けた取り組み

当社グループの中長期的な企業価値向上に向け、2026年度を基盤強化と収益構造の再構築のための期間と位置づけております。

研究開発面では、2026年1月、大阪・中之島の未来医療国際拠点「Nakanoshima Qross」内に新たな拠点「Jintan 中之島ラボ」を開設いたしました。本拠点へ研究開発機能を集約することにより、エビデンス（科学的根拠）構築の精度とスピードを向上させ、競争優位性の高い製品開発へ繋げていく考えです。

生産体制におきましては、大阪テクノセンターにおけるシームレスカプセルの新製造ライン増設や、グループ会社MJ滋賀での油脂性液剤製造機能の拡充を推進しております。こうした生産能力の増強は、ソリューション事業の受託能力向上のみならず、コンシューマー事業を含むグループ全体の製品供給力と競争力を底上げするために重要な投資と捉えております。

これらの基盤強化を通じ、各事業において以下の施策を展開いたします。

コンシューマー事業においては、「おなかの健康」と「おくちの健康」を重点領域に据え、「腸テク」シリーズの市場浸透や、主力製品「ビフィーナ」のグローバル展開に注力してまいります。当社の強みであるカプセル製剤技術を活用した製品をグローバルに展開することは、世界の人々の健康に貢献できるとともに、そこで培われた市場からの信頼が、ソリューション事業の営業活動における信頼性をさらに高めるという相乗効果を生み出します。現在、当事業は収益面での課題を抱えておりますが、事業基盤の再構築期間として構造改革を着実に進め、持続可能な成長軌道への転換を図ります。

一方、ソリューション事業では、拡充した生産体制を背景に受託製造のさらなる拡大を目指します。大阪テクノセンターの新製造ラインは、小ロット受託への柔軟な対応を可能にするだけでなく、量産化に向けたテストラインとしての役割も担っております。製剤開発から実生産への円滑な移行を支援し、受託ビジネスにおける提案力を強化することで、事業成長を加速させていく方針です。また、機能性原料の販売においては、新規顧客の開拓とともに、エビデンスの強化を目的とした研究開発に継続して取り組んでまいります。

なお、中東情勢をはじめとする地政学リスクの長期化が景気や消費者心理に及ぼす影響など、先行きは依然として不透明な状況にあります。今後の動向を慎重に注視しつつ、外部環境の変化に柔軟に対応し、着実な事業運営を推進してまいります。

② 森下“仁財”の活躍推進

当社は、事業課題の解決に向けた基盤として、従業員のスキルアップ、モチベーション及びエンゲージメントの向上が重要であると認識しております。こうした考えに基づき、2025年度は、若手従業員に対して部門横断的なコミュニケーションの活性化を目的としたプログラムを実施しました。また、シニア層から開始したキャリア研修を段階的に30代まで拡大することで、リスキリング支援を通じた活躍機会の創出に取り組んでおります。

当社は今後も、年齢にかかわらず多様な人材が能力を発揮できる職場環境の構築を進めてまいります。

③ 持続可能な成長に向けた環境配慮の取り組み

当社は、「地球環境への配慮」を企業の基本的責務と認識し、持続可能な成長に向けたマテリアリティの一つに位置付け、2025年度には「森下仁丹グループ環境方針」を改めて策定し、重点的に取り組んでおります。

環境マネジメントの一環として、2001年に滋賀工場及び大阪テクノセンターにおいて環境マネジメントシステムの国際規格「ISO14001」を取得し、現在も認証を継続しております。

また、節水に関する環境目標の設定と遵守による水資源の保全や、CO₂排出量の削減にも取り組んでおります。CO₂排出量の削減については、2030年度までに2013年度比で46%の削減を目標に、排熱回収ヒートポンプの設備などの導入や再生可能エネルギーへの置き換えなどを段階的に推進しております。今後も省エネルギー施策の継続による脱炭素の取り組みを強化してまいります。

④ 製品の品質向上に関する取り組みについて

当社は、製品の品質保証に対する社会的要請の高まりを受け、安全・安心な製品を安定的に供給する責任を一層重く認識しております。この責任を果たすべく、当社では、グループ共通の指針となる「森下仁丹グループ品質方針」を策定し、品質に対する当社の基本姿勢を明文化いたしました。本方針のもと、製品の開発から製造、販売に至るすべての工程において、信頼性保証部が適切な牽制機能を果たし、関連法令やガイドラインに準拠した管理体制の徹底を図っております。

また、製造拠点における取り組みとして、M J 滋賀では2025年1月に「健康食品GMP」認証を取得いたしました。すでに同認証を取得している大阪テクノセンター、及びN S F 認証を取得している滋賀工場とあわせ、グループの製造拠点全体における品質・衛生管理体制の強化を推進しております。

今後も、お客様に信頼いただける安全・安心な製品の供給に注力するとともに、常に高い品質を確保できる仕組みづくりを継続し、品質管理体制のさらなる強化に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

(8) 直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移

区 分	第86期 2023年3月期	第87期 2024年3月期	第88期 2025年3月期	第89期(当期) 2026年3月期
売 上 高 (百万円)	11,359	12,406	12,766	12,688
経 常 利 益 (百万円)	623	815	870	773
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	491	697	547	628
1株当たり当期純利益 (円)	120.55	170.68	133.78	153.53
総 資 産 (百万円)	16,103	17,183	17,896	18,623
純 資 産 (百万円)	11,392	12,144	12,152	12,977

(注) 「1株当たり当期純利益」は、期中の平均発行済株式総数で算出しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況 (2026年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当 社 の 出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 森 下 仁 丹 ヘルスコミュニケーションズ	20百万円	100.0%	コールセンターの運営及びオペレーターの教育 並びにコンサルタント事業他
株 式 会 社 M J 滋 賀	25百万円	100.0%	医薬品、医薬部外品、食品等の製造、販売他

(注) 資本金は、資本金及び資本準備金の合計を記載しております。

③ 重要な関連会社の状況

該当事項はありません。

④ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

医薬品、医薬部外品、医療機器並びに食品等の製造及び販売を行っております。

(11) 主要な営業所及び工場（2026年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	大 阪 市 中 央 区
大 阪 テ ク ノ セ ン タ ー	大 阪 府 枚 方 市
滋 賀 工 場	滋 賀 県 犬 上 郡
東 京 オ フ ィ ス	東 京 都 千 代 田 区

(12) 従業員の状況（2026年3月31日現在）

従業員数(前期末比増減)	平 均 年 齢	平均勤続年数
359名（ 3名増 ）	42.2歳	12.9年

（注）従業員数には、臨時従業員等38名は含まれておりません。

(13) 主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,045百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	200百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	200百万円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	116百万円

2. 会社の株式に関する事項（2026年 3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	「普通株式」	9,600,000株
(2) 発行済株式の総数	「普通株式」	4,150,000株
(3) 株主数		6,691名
(4) 大株主		

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 森 下 泰 山	1,095	26.8
口 ー ト 製 薬 株 式 会 社	355	8.6
公 益 財 団 法 人 森 下 仁 丹 奨 学 会	211	5.1
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	132	3.2
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	111	2.7
株 式 会 社 ラ ク サ ン	106	2.6
株 式 会 社 徳 島 大 正 銀 行	88	2.1
森 下 仁 丹 取 引 先 持 株 会	65	1.5
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	51	1.2
ピ ッ プ 株 式 会 社	43	1.0

（注）当社は、自己株式51,255株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率については、自己株式を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 を 除 く ）	4,000株	2名
（ う ち 社 外 取 締 役 ）	一株	一名

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2026年 3月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長（代表取締役）	森 下 雄 司	公益財団法人森下仁丹奨学会 理事長
取 締 役	吉 田 秀 章	執行役員 管理本部長
取 締 役	末 川 久 幸	稲畑産業(株) 社外取締役
取 締 役	河 崎 保 徳	ロート製薬(株) 取締役CHRO 兼 人財組織Mco (株)ロートピア 代表取締役社長
取 締 役（監査等委員・ 常勤）	大 城 広 明	
取 締 役（監査等委員）	石 原 真 弓	弁護士、モリト(株) 社外取締役 エイチ・ツー・オー リテイリング(株) 社外取締役（監査等委員）、 ダイドーグループホールディングス(株) 社外監査役
取 締 役（監査等委員）	石 黒 訓	公認会計士、佐川急便(株) 社外監査役、(株)大紀アルミニウム工業所 社外監査役、(株)ソフトウェア・サービス 社外取締役

- (注) 1. 取締役末川久幸及び河崎保徳の両氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）石原真弓及び石黒訓の両氏は社外取締役（監査等委員）であります。
3. 取締役（監査等委員）石原真弓氏は、弁護士の資格を有しており、企業活動に関する豊富な法律知識を有しております。
4. 取締役（監査等委員）石黒訓氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 末川久幸、河崎保徳、石原真弓及び石黒訓の各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
6. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め監査・監督機能を強化するために大城広明氏を常勤の監査等委員として選定しております。

- (2) 当該事業年度の取締役の異動
該当事項はありません。

(3) 取締役の報酬等の額

① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については、2018年6月28日開催の第81期定時株主総会において取締役4名（うち社外取締役1名）に対し月額13百万円以内（うち社外取締役分月額2百万円以内）と決議いただいております報酬総額の限度内で、各取締役の個別の基本報酬及び業績連動報酬、株式報酬の額は決定しております。その際、決定プロセスにおいて適時適切に指名・報酬諮問委員会に諮問を行い、その答申内容を尊重し、取締役会により一任を受けた代表取締役社長森下雄司氏が役員報酬規程に基づき会社業績等を踏まえて決定しております。また、一任する理由は、当社の全部門を統括している立場から、最も公平・公正な評価・判断が可能なおことによります。

監査等委員である取締役の報酬については、2018年6月28日開催の第81期定時株主総会において監査等委員である取締役3名に対し月額3百万円以内と決議いただいております報酬総額の限度内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	76百万円	61百万円	7百万円	8百万円	4名
（うち社外取締役）	（8百万円）	（8百万円）	（－）	（－）	（2名）
取締役（監査等委員）	23百万円	23百万円	－	－	3名
（うち社外取締役）	（10百万円）	（10百万円）	（－）	（－）	（2名）
合 計	100百万円	84百万円	7百万円	8百万円	7名
（うち社外取締役）	（18百万円）	（18百万円）	（－）	（－）	（4名）

③ 非金銭報酬等の内容

取締役（監査等委員を除く）の非金銭報酬等の8百万円は2019年6月27日開催の第82期定時株主総会において取締役2名に対し年額30百万円以内と決議いただいております譲渡制限付株式によるものです。

(4) 取締役の報酬等の基本方針

当社の役員報酬は、伝統を基盤としつつ社会の新たな変化へ対応し、当社の継続的な企業価値向上の実現をリードすることのできる優秀な経営人材を獲得・維持し、その職務の執行に対する適切なインセンティブを付与するための手段としての位置づけにより、次の3つを役員報酬の基本方針とします。

- ① 競争力ある報酬水準
- ② 報酬水準と役割・責任との比例
- ③ 固定額報酬と変動（業績連動）報酬との適切なバランス

当社の取締役の報酬は基本報酬、業績連動報酬および株式報酬（譲渡制限付株式を割当てるための報酬）とし、基礎的な役務提供に対する対価として、代表権の有無および委嘱された執行役員の役位（以下役位という。）ならびに当社の財務状況を総合的に勘案してその額を決定しております。また、業務を執行しない取締役については、経営における役割を勘案して固定報酬として支給しております。

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高め、また当該事項に対するステークホルダーへのコミットメントを明確にするため、重要業績評価指標（KPI）を反映した当期の現金報酬として12均等分割した額を毎月、月次の基本報酬にあわせて支給します。業績連動報酬の算定に用いる重要業績評価指標（KPI）は前期の連結営業利益、連結営業利益率、売上高とします。

株式報酬（譲渡制限付株式の割当てるための報酬）は、中長期的企業価値向上を図るインセンティブとすることおよび、サステナビリティの実現に貢献することを目的に重要業績評価指標（KPI）を反映した当期の株式報酬として予め定めた時期に年1回支給しております。株式報酬の算定に用いる重要業績評価指標（KPI）は前期のROE、ESG指標（環境指標、健康経営指標、ダイバーシティ指標）とします。

報酬の割合は、当社の取締役（社外取締役および監査等委員を除く。）の種類別の報酬構成比率については、各KPI目標100%達成時の目安として、基本報酬：業績連動報酬：株式報酬＝70：15：15とします。社外取締役および監査等委員については、固定報酬のみとし、報酬水準および報酬構成比率は、当社の経営環境、世間の状況その他の事情を勘案し、適宜、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとします。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
取締役	末 川 久 幸	稲畑産業(株) 社外取締役
取締役	河 崎 保 徳	ロート製薬(株) 取締役CHRO 兼 人財組織Mco、(株)ロートピア 代表取締役社長
取締役 (監査等委員)	石 原 真 弓	モリト(株) 社外取締役、エイチ・ツー・オー リテイリング(株) 社外取締役（監査等委員）、ダイドーグループホールディングス(株) 社外監査役
取締役 (監査等委員)	石 黒 訓	佐川急便(株) 社外監査役、(株)大紀アルミニウム工業所 社外監査役、(株)ソフトウェア・サービス 社外取締役

(注) 当社とロート製薬(株)とは業務提携をしております。当社と稲畑産業(株)、(株)ロートピア、モリト(株)、エイチ・ツー・オー リテイリング(株)、ダイドーグループホールディングス(株)、佐川急便(株)、(株)大紀アルミニウム工業所及び(株)ソフトウェア・サービスとの間に特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 、 発 言 状 況 及 び 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	末 川 久 幸	当事業年度に開催した取締役会には、13回中13回出席され、疑問点等を明らかにするために適宜質問し意見を述べています。 グローバル総合化学メーカーのCEOとしての経験等に裏付けられた経営に対する高度な知見・経験をもって意見を述べるなど、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	河 崎 保 徳	当事業年度に開催した取締役会には、13回中11回出席され、疑問点等を明らかにするために適宜質問し意見を述べています。 国内大手企業での営業・マーケティング・広報・人材育成に関する業務経験に裏付けされた知見・経験により企業経営全体を踏まえた的確な意見を述べるなど、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役（監査等委員）	石 原 真 弓	当事業年度に開催した取締役会には、13回中12回出席され、疑問点等を明らかにするために適宜質問し意見を述べています。監査等委員会には、12回中12回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っています。 弁護士としての法令の遵守に係る見地から意見を述べ、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役（監査等委員）	石 黒 訓	当事業年度に開催した取締役会には、13回中13回出席され、疑問点等を明らかにするために適宜質問し意見を述べています。監査等委員会には、12回中12回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っています。 公認会計士としての財務・会計等の専門的見地から意見を述べ、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社は各非業務執行取締役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(7) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社及び当社子会社である株式会社森下仁丹ヘルスコミュニケーションズ及び株式会社MJ滋賀の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額及び監査等委員会が当該報酬等に同意した理由

当事業年度に係る報酬等の額 31百万円

当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 31百万円

(注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を監査等委員会が決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任することといたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは共通の「企業行動憲章」の主旨に沿い、当社代表取締役が繰り返しその精神を当社グループの取締役及び使用人に伝えることによりコンプライアンスを徹底する。また代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を組成し、グループ企業のコンプライアンスの取組みを横断的に統括し、「コンプライアンス規程」に基づいた当社グループの取締役及び使用人への教育並びに管理を実施すると同時にこれらの活動は定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。

また、内部監査室により、全ての業務が法令・定款及び社内規程に準拠し適正・妥当かつ合理的に行われているか、また当社グループの制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公正不偏に調査・検証するとともに、代表取締役社長にその結果を定期的及び必要に応じて報告する。

なお、法令・規程に反した行為について当社グループの取締役及び使用人が直接情報提供を行うホットラインを設置運営するとともに当該者には「内部通報規程」に沿った対応をとるものとする。

更に、監査等委員においてもその職責に基づき当社グループの取締役及び使用人の職務執行に関する順法状況を検証する体制をとっている。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

規定されている「情報セキュリティ管理規程」等に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存及び管理する。取締役及び監査等委員は、同規程により、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他体制

当社グループは、リスクマネジメントを行うため代表取締役社長を委員長とした「リスク管理委員会」を組織し、当社グループ全体の横断的なリスク管理体制を設ける。

リスク管理委員会は、「リスク管理規程」に基づきリスク管理基本方針を策定のうえ担当部署に浸透を図る一方、リスクマネジメントの状況を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告し、網羅的かつ総括的な管理を行う。

なお、大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とする「緊急対策本部」を設置し危機対応の体制をとると同時に迅速に行動し、損害及びその拡大を防止する。

④ 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の「取締役会規則」に基づき、取締役会を定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、迅速かつ適切な意思決定を図るとともに、経営計画の策定や重要な業務執行課題については、事前に取締役等で構成する経営委員会で十分な議論を行ったうえで審議し取締役会に付議し決定する。

なお、取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。

⑤ 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に対する体制

当社の子会社に関する管理は「関連会社管理規程」に基づき子会社を管理する体制とし、子会社の経営内容を的確に把握するため重要な事項については取締役会に報告を行う。

また、内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、子会社にも内部監査を実施し当社グループの内部統制の適切性、有効性を確保する。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
現在監査等委員を補助する使用人はいないが、監査等委員から求められた場合には監査等委員と協議のうえ設置するものとする。

⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員が指定する補助すべき期間中は、当該使用人への指揮権は監査等委員に委譲されたものとし、人事異動及び人事評価は、監査等委員会の同意を得なければならないものとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制並びにその他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員は毎月開催される取締役会をはじめとする各種の重要会議に出席し取締役の報告を聴取する。使用人の監査等委員に対する報告は原則取締役を経由して行うが、緊急時には取締役に報告と同時に監査等委員に直接行う。

当社の監査等委員が必要と判断した情報については、当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。この場合、報告した者に対し秘密保持に最大限の配慮を行う。なお、監査等委員に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止する。

また、監査等委員の職務を執行するうえで必要な費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の遂行について生ずる費用または債務等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を支払うものとする。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

すでに社外監査等委員２名に就任していただき、「監査等委員会規則」に沿って監査体制を固めているが、更に監査等委員会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定し、監査の実効性を高めていくものとする。

また、内部監査室は内部監査の計画、結果の報告を監査等委員に対して定期的及び必要に応じて行い、監査等委員監査が実効的に行われる体制を確保する。

⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うものとする。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社グループは、「企業行動憲章」及び「反社会的勢力排除に関する基本ポリシー」「コンプライアンス規程」を定め、反社会的勢力に対しては一切の関係を遮断することを基本方針とし、反社会的勢力排除に向けた対応として、外部の専門機関と連携の上、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社の子会社の使用人に対し、その階層に応じたコンプライアンスについて事業所ごと及び新入社員入社時にコンプライアンス研修を実施し法令及び定款を遵守するための取組みを行いました。

更に、「内部通報規程」により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

また、内部監査室では全社的統制として、全ての定款・社内規程等の整備・運用状況を公正不偏に調査・検証しました。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書及び電子媒体で保存し、必要に応じて閲覧しています。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他体制

他社等での不祥事などが報道されるたび、「リスク管理規程」に基づき管理委員長が各会議体等で危機管理の徹底・浸透を促しています。

④ 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営委員会を毎週、取締役会を毎月開催し、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保しています。

- ⑤ 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に対する体制
内部監査室は「内部監査規程」に基づき日常監査を実施し、代表取締役社長、監査等委員、部門長、子会社責任者へ毎月監査報告書を提出しています。
 - ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
今期監査等委員からの要請はありませんでした。
 - ⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
今期監査等委員からの要請はありませんでした。
 - ⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制並びにその他の監査等委員会への報告に関する体制
取締役会及び経営委員会をはじめとする主要会議には、毎回出席しております。また重要な情報については、子会社への報告も行っています。
 - ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会と代表取締役社長との意見交換会は、定期的を実施しています。また内部監査室とは、監査等委員に対し、内部監査計画及びその結果報告を毎月1回報告しています。
 - ⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制
内部統制の整備状況評価を1回、運用状況評価を2回、ロールフォワードを1回実施し、適正に機能することを継続的に評価しています。
 - ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制
外部の専門機関を交えた地域内の企業との情報交換を定期的に行っております。また、反社会的勢力等の情報を専門機関を通じ、定期的にメールで情報を仕入れ、経営層及び主要部門に報告しています。
- (3) 株式会社の支配に関する基本方針
- 当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	7,773	流 動 負 債	2,577
現 金 及 び 預 金	1,828	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	814
受 取 手 形	183	短 期 借 入 金	300
売 掛 金	2,073	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	55
商 品 及 び 製 品	1,177	未 払 費 用	508
仕 掛 品	1,093	未 払 法 人 税 等	155
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,036	賞 与 引 当 金	242
未 収 入 金	44	設 備 関 係 支 払 手 形	74
そ の 他	348	そ の 他	427
貸 倒 引 当 金	△11		
固 定 資 産	10,849	固 定 負 債	3,068
有 形 固 定 資 産	6,164	長 期 借 入 金	1,206
建 物 及 び 構 築 物	1,647	繰 延 税 金 負 債	986
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,031	退 職 給 付 に 係 る 負 債	661
土 地	2,150	リ ー ス 債 務	199
建 設 仮 勘 定	757	そ の 他	14
そ の 他	577	負 債 合 計	5,646
		純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	295	株 主 資 本	10,879
		資 本 金	3,537
投 資 そ の 他 の 資 産	4,389	資 本 剰 余 金	975
投 資 有 価 証 券	4,314	利 益 剰 余 金	6,453
そ の 他	74	自 己 株 式	△86
貸 倒 引 当 金	△0	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,097
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,007
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	89
		純 資 産 合 計	12,977
資 産 合 計	18,623	負 債 ・ 純 資 産 合 計	18,623

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	12,688
売上原価	6,594
売上総利益	6,094
販売費及び一般管理費	5,402
営業利益	692
営業外収益	105
受取利息及び配当金	102
その他の営業外収益	3
営業外費用	24
支払利息	22
その他の営業外費用	1
経常利益	773
税金等調整前当期純利益	773
法人税、住民税及び事業税	184
法人税等調整額	△40
当期純利益	628
親会社株主に帰属する当期純利益	628

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2025年4月1日残高	3,537	972	6,049	△99	10,458
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△225		△225
親会社株主に帰属する当期純利益			628		628
自 己 株 式 の 処 分		3		13	16
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	3	403	13	420
2026年3月31日残高	3,537	975	6,453	△86	10,879

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退職給付に係る調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
2025年4月1日残高	1,691	2	1,693	12,152
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△225
親会社株主に帰属する当期純利益				628
自 己 株 式 の 処 分				16
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	316	87	404	404
連結会計年度中の変動額合計	316	87	404	824
2026年3月31日残高	2,007	89	2,097	12,977

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現 金 及 び 預 金	7,618	支 払 手 形	2,543
受 取 手 形	1,771	買 掛 金	287
売 掛 金	183	短 期 借 入 金	526
商 品 及 び 製 品	2,059	1年内返済予定の長期借入金	300
仕 掛 品	1,078	未 払 金	55
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,078	未 払 費 用	199
未 収 入 金	1,064	未 払 法 人 税 等	502
そ の 他	66	預 り 金	154
貸 倒 引 当 金	328	賞 与 引 当 金	53
	△11	設 備 関 係 支 払 手 形	234
		そ の 他	74
			155
固 定 資 産	11,030	固 定 負 債	3,136
有 形 固 定 資 産	5,622	長 期 借 入 金	1,206
建 物	1,392	繰 延 税 金 負 債	984
構 築 物	7	退 職 給 付 引 当 金	751
機 械 及 び 装 置	1,027	リ ー ス 債 務	180
車 両 運 搬 具	2	そ の 他	13
工 具 、 器 具 及 び 備 品	335	負 債 合 計	5,679
土 地	1,891	純 資 産 の 部	
リ ー ス 資 産	208	株 主 資 本	10,962
建 設 仮 勘 定	757	資 本 金	3,537
		資 本 剰 余 金	975
無 形 固 定 資 産	295	資 本 準 備 金	963
		そ の 他 資 本 剰 余 金	11
投 資 其 他 の 資 産	5,112	利 益 剰 余 金	6,536
投 資 有 価 証 券	4,314	そ の 他 利 益 剰 余 金	6,536
関 係 会 社 株 式	543	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	822
長 期 貸 付 金	185	繰 越 利 益 剰 余 金	5,713
そ の 他	69	自 己 株 式	△86
貸 倒 引 当 金	△0	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,007
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,007
		純 資 産 合 計	12,970
資 産 合 計	18,649	負 債 ・ 純 資 産 合 計	18,649

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	12,561
売 上 原 価	6,492
売 上 総 利 益	6,068
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,408
営 業 利 益	660
営 業 外 収 益	185
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	171
そ の 他 の 営 業 外 収 益	13
営 業 外 費 用	23
支 払 利 息	22
そ の 他 の 営 業 外 費 用	1
経 常 利 益	822
税 引 前 当 期 純 利 益	822
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	183
法 人 税 等 調 整 額	△42
当 期 純 利 益	680

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	固 定 資 産 圧縮積立金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
2025年4月1日残高	3,537	963	8	972	826	5,254	6,080
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当						△225	△225
固定資産圧縮積立金の取崩					△3	3	－
当 期 純 利 益						680	680
自 己 株 式 の 処 分			3	3			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	－	3	3	△3	459	455
2026年3月31日残高	3,537	963	11	975	822	5,713	6,536

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2025年4月1日残高	△99	10,489	1,691	1,691	12,180
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△225			△225
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
当 期 純 利 益		680			680
自 己 株 式 の 処 分	13	16			16
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			316	316	316
事業年度中の変動額合計	13	472	316	316	789
2026年3月31日残高	△86	10,962	2,007	2,007	12,970

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

森下仁丹株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 藤 川 賢
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 古 田 尚 美
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、森下仁丹株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、森下仁丹株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

森下仁丹株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 藤 川 賢

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 古 田 尚 美

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、森下仁丹株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第89期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について、定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を、「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は発見されていない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

森下仁丹株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 大城 広 明

社外監査等委員 石 原 真 弓

社外監査等委員 石 黒 訓

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は着実な経営の基礎づくりを進めることにより、中長期的に投資価値のある企業となるべく今後の事業の拡大に努力してまいります。また、利益配分である配当につきましては、安定配当の継続を基本としつつ、経営成績・財務状況等を総合的に勘案して行っていく方針としております。

第89期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金65円 総額266,418,425円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2026年6月26日

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）4名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役会の監査と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し、検討を行いました。その結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績等を勘案し、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	もり した ゆう じ 森 下 雄 司 (1972年 7 月 5 日生)	2007年 1 月 当社入社 2012年 4 月 当社経営企画部経営企画・管理関連事業 担当部長 2012年 9 月 当社執行役員経営企画部長 2014年 4 月 当社執行役員ヘルスケア事業本部長 2014年 6 月 当社取締役執行役員ヘルスケア事業本部長 2015年 2 月 当社取締役執行役員カプセル事業本部長 2016年 6 月 当社取締役常務執行役員カプセル事業本部長 2017年 9 月 当社専務取締役事業統括担当 2017年10月 当社専務取締役事業統括担当兼ヘルスケア事 業本部長 2018年 4 月 当社代表取締役専務事業統括担当兼ヘルスケ ア事業本部長 2018年 6 月 公益財団法人森下仁丹奨学会理事長 （現在に至る） 2019年 4 月 当社代表取締役社長（現在に至る） 2023年12月 (株)MJ滋賀代表取締役社長	30,071株

【推薦理由】

・海外事業の立ち上げ、ヘルスケア事業、カプセル事業の統括を含む国内外での豊富な業務経験・実績・見識を有しており、2019年より代表取締役社長を務めています。

・グローバルな視点での事業推進及び経営手腕により、当社の企業価値向上と更なる成長への寄与が期待できることから、引き続き取締役に適任と判断しました。

（注）森下雄司氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

候補者 番号	氏 (生 年 月 日) 名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
2	よし だ ひで あき 吉 田 秀 章 (1967年 8 月 12日生)	1991年 4 月 (株)三和銀行（現(株)三菱UFJ銀行）入行 2009年10月 同行西日本職域営業部長 2012年10月 同行香里支店長 2017年10月 同行岡山兼岡山駅前支店長 2021年 5 月 当社入社 2021年 5 月 当社管理本部副本部長兼管理部長 2021年 7 月 当社執行役員管理本部長兼管理部長 2022年10月 当社執行役員管理本部長 2024年 6 月 当社取締役執行役員管理本部長 (現在に至る)	5,711株

【推薦理由】

・前職及び現職での経営・事業戦略に関する豊富な業務経験、財務会計経験に裏付けされた先見的な知見も有しております。また、執行役員、取締役として、財務会計の他に法令順守、品質保証の強化にも大いに貢献しており、更なる発展と経営及び事業支援における知見提供を期待できることから、引き続き取締役に適任と判断しました。

(注) 吉田秀章氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する株式数 の株数
3	すえ かわ ひさ ゆき 末 川 久 幸 (1959年 3 月 17日生)	1982年 4 月 ㈱資生堂入社 2007年 2 月 同社事業企画部長 2008年 4 月 同社執行役員経営企画部長 2009年 6 月 同社取締役執行役員経営企画部長 2010年 4 月 同社取締役執行役員常務経営企画部長 2011年 4 月 同社代表取締役執行役員社長 2013年 4 月 同社相談役 2014年 6 月 新田ゼラチン㈱社外取締役 2017年 6 月 燦ホールディングス㈱社外取締役 2020年 6 月 当社取締役（現在に至る） 2023年 4 月 学校法人昭和女子大学理事（現在に至る） 2024年 6 月 稲畑産業㈱社外取締役（現在に至る）	一株

【推薦理由】

- ・グローバル化学メーカーのCEOとして培った経験と豊富な知見を有しており、取締役会において、経営全体を視野に入れた俯瞰的視点から意見、提言をいただいております。
- ・営業・マーケティングの強化、事業戦略を含めた、今後の当社の経営の推進、企業成長に寄与が期待できることから、引き続き社外取締役に適任と判断しました。

（注）末川久幸氏は、社外取締役候補者であります。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

なお、同氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年であります。当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏が再任された場合、当社は同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
4	かわ さき やす のり 河 崎 保 徳 (1960年 2 月 26日生)	1982年 4 月 日本生命保険（相）入社 1986年 4 月 ロート製薬(株)入社 2011年10月 公益財団法人みちのく未来基金理事 (現在に至る) 2021年 7 月 ロート製薬(株)執行役員 2023年 3 月 同社執行役員人材開発教育担当 2023年 6 月 同社取締役CHRO兼人財組織Mco（現在に至る） 2024年 6 月 当社取締役（現在に至る） 2025年 7 月 (株)ロートピア代表取締役社長（現在に至る）	一株

【推薦理由】

- ・国内大手企業での営業・マーケティング・広報など多岐に亘り豊富な業務経験、また社会貢献活動や組織・制度改革における人材育成など裏付けされた知見も有しております。
- ・当社の更なる事業発展に寄与し、経営及び事業支援における企業価値向上の実現にも期待できる人材であることから、引き続き社外取締役役に適任と判断しました。

（注）河崎保徳氏は、社外取締役候補者であります。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

なお、同氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年であります。当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏が再任された場合、当社は同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

当社は、全ての取締役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該役員等賠償責任保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、各候補者が取締役に就任した場合、各氏は、役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。なお、当該役員等賠償責任保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	おおしろひろあき 大城 広明 (1962年 1 月 28日生)	2012年 7 月 当社入社 2015年 7 月 当社市場開発部副部長 2017年 4 月 当社ヘルスケア事業部長 2018年 4 月 当社人事部長 2024年 1 月 当社総務部主幹 2024年 6 月 当社取締役（常勤監査等委員）（現在に至る）	557株

【推薦理由】

- ・当社の主力であったヘルスケア部門の責任者を務めるなど、当社の経営根幹に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、また、人事部門責任者を複数年に渡り経験したこともあり、経営全体を視野に入れた俯瞰的視点を有しております。
- ・当社の経営に対する監督機能の実効性の確保に重要な役割を果たしており、引き続き監査等委員である取締役に適任と判断しました。

（注）当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏が再任された場合、当社は同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。

同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

候補者 番号	氏 (生 年 月 名 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
2	いし はら ま ゆみ 石 原 真 弓 (1963年 5 月 3 日生)	1986年 4 月 神戸地方裁判所勤務 1994年10月 司法試験合格 1997年 4 月 弁護士登録（第49期） 1997年 4 月 大江橋法律事務所入所 2008年 2 月 当社監査役 2008年 6 月 当社監査役退任 2010年 6 月 新田ゼラチン(株)社外取締役 2013年 6 月 当社監査役 2016年 2 月 モリト(株)社外取締役（現在に至る） 2016年 4 月 オーエス(株)社外取締役（監査等委員） 2016年 6 月 エイチ・ツー・オー リテイリング(株) 社外取締役（監査等委員）（現在に至る） 2018年 6 月 当社取締役（監査等委員）（現在に至る） 2024年 4 月 ダイドーグループホールディングス(株) 社外監査役（現在に至る） 2025年 1 月 梅田総合法律事務所入所（現在に至る）	一株

【推薦理由】

- ・弁護士としての経験及び企業活動に関する豊富な法律知識を有しており、専門知識と豊富な見識に基づく視点から、監査等委員である社外取締役として取締役会等において積極的な意見、提言をいただいております。
- ・直接会社経営に関与された経験はありませんが、企業統治に関する十分な見識を有していることから、当社の適正な意思決定の確保に重要な役割を果たしており、引き続き監査等委員である社外取締役に適任と判断しました。

（注）石原真弓氏は、社外取締役候補者であります。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

なお、同氏の当社の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年であります。また、同氏は過去に当社の監査役であったことがあります。

当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏が再任された場合、当社は同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。

同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
3	いし べろ さとし 石 黒 訓 (1957年 11月 10日生)	1980年 3 月 監査法人中央会計事務所（みすず監査法人）入所 1983年 2 月 公認会計士登録 2000年 8 月 同法人代表社員 2006年 7 月 中央青山監査法人（みすず監査法人）大阪事務所長 2007年 8 月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2016年10月 同法人大阪事務所長 2020年 1 月 石黒公認会計士事務所開設（現在に至る） 2020年 6 月 佐川急便㈱社外監査役（現在に至る） 2020年 6 月 当社取締役（監査等委員）（現在に至る） 2021年 6 月 ㈱大紀アルミニウム工業所社外監査役（現在に至る） 2022年 1 月 ㈱ソフトウェア・サービス社外取締役（現在に至る）	一株

【推薦理由】

・公認会計士として企業等の会計監査業務に携わってこられ、財務及び会計に関する高度な知識や経験に基づく視点から、監査等委員である社外取締役として取締役会等において積極的な意見、提言をいただいております。

・直接会社経営に関与された経験はありませんが、財務及び会計に関する視点から、業務執行に対する適切な監査・監督等の職務を果たしており、引き続き監査等委員である社外取締役に適任と判断しました。

（注）石黒訓氏は、社外取締役候補者であります。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

なお、同氏の当社の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年であります。

当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏が再任された場合、当社は同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。

同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

当社は、全ての取締役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該役員等賠償責任保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、各候補者が取締役役に就任した場合、各氏は、役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。なお、当該役員等賠償責任保険契約を任期中中に同様の内容で更新することを予定しております。

【ご参考】第2号議案、第3号議案承認後の取締役会の構成

第2号議案取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件、第3号議案監査等委員である取締役3名選任の件を承認可決いただいた場合、取締役会の構成は以下のとおりとなります。

【スキルマトリックス】

		1	2	3	4	5	6	7	8
		企業経営・ 統治	営業・ マーケティング	グローバル ビジネス	生産技術・ 研究開発	サプライチ ェーン・ 品質管理	人材開発	財務・ 会計	法務・ コンプライ アンス・ リスク管理
取締役	森下 雄司 代表取締役社長	●	●	●	●	●			
	吉田 秀章 取締役	●				●		●	●
	末川 久幸 社外取締役	●	●	●					
	河崎 保徳 社外取締役	●	●				●		
	大城 広明 常勤監査等委員	●	●				●		
	石原 真弓 社外監査等委員	●							●
	石黒 訓 社外監査等委員	●						●	

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2025年6月25日開催の第88期定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された加藤清和氏の選任の効力は本定時株主総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものがあります。また、本議案による選任の効力は、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
加藤 清和 (1963年11月15日生)	1990年10月 司法試験合格 1993年4月 弁護士登録（第45期） 1993年4月 梅田総合法律事務所入所 1999年1月 同事務所 パートナー弁護士(現在に至る) 2004年4月 関西大学法科大学院非常勤講師 2016年4月 大阪簡易裁判所調停委員(現在に至る) 2024年10月 大阪弁護士会綱紀委員会委員長(現在に至る)	一株

【推薦理由】

- ・ 弁護士として専門知識を有しており、これまでの幅広い経験と専門知識を当社の監査・監督体制の強化に活かしていただけるものと期待しております。
- ・ 直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。

(注) 加藤清和氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。また、同氏が監査等委員である社外取締役として就任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

当社は、全ての取締役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該役員等賠償責任保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は、役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。なお、当該役員等賠償責任保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市中央区玉造一丁目2番40号
森下仁丹株式会社 本店



- 交通のご案内
- JR大阪環状線森ノ宮駅下車
 - 地下鉄中央線森ノ宮駅下車（出口⑥）
 - 地下鉄長堀鶴見緑地線森ノ宮駅下車（出口⑥）
 - JR大阪環状線玉造駅下車
 - 地下鉄長堀鶴見緑地線玉造駅下車（出口③）

※株主総会にご出席の株主様へのお土産の配付はございません。